

# ポーランド週報

(2022年12月22日～2023年1月4日)

令和4年(2022年)1月5日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<b>政治</b> 選挙法改正案の下院提出 最高裁判所法改正案を巡るモラヴィエツキ首相と「連帯ポーランド」議員との会談 ドゥダ大統領の国民に向けた演説 ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との会談 フランスとの偵察衛星に関する契約締結 ドゥダ大統領のスロバキア建国30周年記念式典参加 小銃の追加調達 対独戦後賠償請求に関する動き 米国からの中古戦車の購入契約締結								<b>【お願い】</b> 3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
<b>治安等</b> ポーランド・ウクライナ内務大臣会談 ロシア情報機関協力者の起訴								
<b>経済</b> ポーランドの失業率動向 2023年経済見通し 地方自治体による水素事業の取組 ロシアからの欧州向けガス輸出動向 ポーランドエネルギー政策更新の見通し 2022年のポーランドにおけるガス消費量								
<b>大使館からのお知らせ</b> 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 第26回参議院議員通常選挙に伴う在外公館投票の実施について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a>								

選挙法改正案の下院提出【12月22日】

12月22日、与党「法と正義」(PiS)の議員らは、選挙法改正案を下院に提出した。同改正案は選挙の投票率を上げることが目的としており、人口500人未満の自治体での新しい投票区の設置、公共交通機関のない市町村での有権者の無料送迎、投票結果を決定する地区委員会の業務に関する新しい規則などが主な変更点である。

最高裁判所法改正案を巡るモラヴィエツキ首相と「連帯ポーランド」議員との会談【12月23日】

12月23日、モラヴィエツキ首相と連立与党「連帯ポーランド」所属の議員たちとの会談が行われ、EUからの欧州復興基金の受け取りに関連した最高裁判所法改正案について話し合われた。「連帯ポーランド」に属するカレタ法務副大臣は、「話し合いの結果、重要な矛盾は取り除かれなかったが、問題の性質や今回の会談の事実に基づくアプローチに鑑み、話し合いを継続することで合意した。」と評価した。一方、シンコフスキ＝ヴェル＝センクEU問題担当大

臣は、モラヴィエツキ首相が、予算を安定させ、経済発展の見通しを立たせ、危機から脱するために欧州復興基金を得ることの重要性を示す論拠を提示したと発表した。

ドゥダ大統領の国民に向けた演説【12月31日】

12月31日、ドゥダ大統領は国民に向けて演説を行った。2月24日から始まったロシアによるウクライナ侵略に言及し、「我々は危険な時代に生きている。東の国境の向こう側で、全面的な戦争が起こっているのである。」と述べた。また、ポーランドの安全保障についても触れ、「NATO加盟と米国との同盟は軍事的安全保障であり、EU加盟は経済的安全保障と発展の機会である。そして、我々にとっては、パンデミックと戦争の後に、このような発展を遂げることがとても必要となる。だからこそ、自分は、欧州委員会との賢明な妥協を支持してきたし、今も支持している。ポーランドとポーランド人は欧州復興基金の受け取りに値するし、我々には受け取る権利がある。」と述べた。

## 外交・安全保障

ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との会談【12月22日】

12月22日、ドゥダ大統領は、米国訪問を終えて帰国したゼレンスキー・ウクライナ大統領とジェシュフで会談した。大統領率いる代表団の対面式での会談は、2時間に及んだ。ゼレンスキー大統領は、ドゥダ大統領に、米国訪問の詳細について説明した。両大統領はまた、ロシアによるウクライナ侵略が続く中における、ポーランドとウクライナの二国間関係のあり方について議論した。ドゥダ大統領は、「本日のゼレンスキー・ウクライナ大統領との会談は、彼と彼の家族、そしてウクライナにクリスマスと新年のお祝いを送る素晴らしい機会であっただけでなく、来るべき2023年における行動と協力の戦略的計画について話し合う機会を私に与えてくれた。」とツイートした。

フランスとの偵察衛星に関する契約締結【12月27日】

12月27日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、ワルシャワでルコルニュ国防大臣と懇談し、ポーランドがフランスから偵察衛星2基を購入する契約を締結した。同衛星は2027年までに納入される予定だが、契約締結に伴いポーランド側は、最大30cmの精度で画像データを取得することが可能となる。

ドゥダ大統領のスロバキア建国30周年記念式典参加【1月1日】

1月1日、ドゥダ大統領は、ブラチスラヴァで開催されたスロバキア建国30周年記念式典に参加した。スロバキアの近隣諸国の首脳も招待され、祝賀会が開かれた。ゼマン・チェコ大統領、ファン・デア・ベレン・オーストリア大統領も出席した。

小銃の追加調達【1月2日】

1月2日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、国産主力小銃である「GROT」を7万丁追加発注する契約を承認したことを明らかにした。同副首相兼国防大臣は、「「GROT」は素晴らしい小銃であり、ポーランド軍の兵士だけでなく供与されたウクライナ軍の兵士にも喜ばれている。祖国防衛法に基づきポーランド軍の規模は30万人にまで増強する計画であるため、小銃に対するニーズは大きい。」と述べた。

対独戦後賠償請求に関する動き【12月20日、28日、1月3日】

12月20日及び本年1月3日、外務省は、欧州評議会及び国連に対して、1939年から1945年までのドイツの侵略と占領の結果として被った損失に対する補償を得るための協力と支援を確立するよう要請した。同要請は、ムラルチュク外務副大臣兼1939年から1945年にかけて独の侵略と占領によってもたらされた損害に対する補償担当政府全権委員により発表された。

また、12月28日、独外務省は、2022年10月3

日付のポーランド外務省発独外務省宛の対独戦後賠償請求にかかる外交文書に返答した。この外交文書を、2023年1月3日にポーランド外務省は受領した。独政府によると、賠償金および戦争賠償の問題はすでに終結しており、独政府はこの問題に関して交渉に入るつもりはない、とのことである。

#### 米国からの中古戦車の購入契約締結【1月4日】

### 治 安 等

#### ポーランド・ウクライナ内務大臣会談【12月28日】

28日、カミンスキ内務・行政大臣は、ウクライナのモナスティスル内務大臣と会談を行い、会談後、共同声明を発表した。同声明によると、両国の国境をまたぐ犯罪対策とヒト・モノ・輸送の管理に関する協力、国境地帯における国境管理当局の協力に関する新たな協定の交渉が進められているとした。また、ウクライナ側は、ポーランド国家警察本部で発生したグレナード・ランチャーの誤射事案に繋がった不用意なミスについて遺憾の意を表明した。その上で、ポーランドとウクライナは、双方の緊密な協力が今後も継続されることを保証すると述べた。

#### ロシア情報機関協力者の起訴【1月4日】

1月4日、プワシュチャク副首相兼国防大臣は、ヴェソワに駐屯する第1機甲旅団を訪問し、米国から中古のM1A1「エイブラムス」戦車116両を購入する契約を承認した。これは、最新型のM1A2「エイブラムス」戦車250両を購入する契約に続くもので、今年中に配備が開始され来年中に配備が完了する予定で、第18機械化師団に配備される。

4日、ワルシャワ地方検察庁は、ロシア情報機関GRUの協力者として2022年4月に拘束されたロシア人及びベラルーシ人の起訴状を裁判所に提出したと明らかにした。軍事防諜局が収集した情報などに基づき、両名は重要な軍事施設と認識した上で、軍の戦闘能力、士気、緊急事態における部隊の能力に関する情報を入手するなど、ロシア情報機関の活動に関与したことが立証されたと検察官は説明した。ベラルーシ人は、ポーランド北東部に位置するピャウリストック大学で学んだ後、パラシュートの訓練を行う組織で働くようになり、そうした中で、ロシア情報機関と接触したという。また、ロシア人については、文化活動や観光を装って当該機関のために活動を行ったとのことである。

### 経 済

#### マクロ経済動向・統計

#### ポーランドの失業率動向【12月30日】

ワルシャワ経済大学教授は、昨今①経済活動を行わない人の増加、②若年層の失業率の上昇(現役世代の約4倍)、③求職期間の長期化(7~8ヶ月)が見られ、今後失業率が上昇する恐れがあると述べた。

中央統計局によると、(GUS)は、2022年第3四半期に就業者数が0.7%(124,400人)減少したと発表した。また、10月と11月の失業率は5.1%と同率であるが、11月末の失業者数は約800,200人に対し、10月は796,000人となっている。

#### 2023年経済見通し【1月3日】

ポーランド国立銀行(NBP)がエコノミストを対象に行った調査によると、2023年のポーランドの消費者物価指数(CPI)は年平均11.7%~15.3%の範囲に収まる見込み。2024年には4.9%~9.2%に大きく低下すると予測している。

なお、アナリストは、2023年のGDP成長率を-0.2%~+1.9%、2024年は+1.4%~+4.1%の範囲と予測している。

### エネルギー・環境

#### 地方自治体による水素事業の取組【12月28日】

ポーランド南東部に位置するサノク市において、ポーランド初の地方自治体による水素企業「ハイドロ・サノク」が2022年に設立された。ハイドロ・サノクは、太陽光発電設備の設置、二酸化炭素や温室効果ガス排出の削減、エネルギー生産量を増加させる最新のヒートポンプの設置、エネルギー貯蔵施設の建設、電気分解施設の建設、水素充填ステーションの建設を実施予定で、サノク市議会も、同計画の支持を表明している。

同計画には15億ズロチを有すると見込まれており、日本の投資家が水素事業に参入し、ポーランド初の工業規模のグリーン水素製造プラントに資金を提供する予定としている。

#### ロシアからの欧州向けガス輸出動向【1月1日】

ガスプロムのデータおよびロイターの計算によると、2022年のロシアのパイプラインを経由した欧州向けガス輸出は前年比45%減となり、ソ連崩壊後の最低水準となった。ウクライナへの侵略により、ロシアは最も重要な市場である欧州連合(EU)を失っ

た。EU最大の経済大国であるドイツへの輸出は、2022年9月にノルドストリームガスパイプラインの爆発により中断された。

一方、ロシアは液化ガス(LNG)の輸出を増やし、ロシア連邦国家統計庁によると、2022年1月から11月にかけてLNGの生産量は10%近く増加した。

ロシアは、LNGの生産量増加に加え、エネルギー資源価格高騰により、欧州向けガス販売の減少を補い、ガスの販売による収入は3分の1以上増加したとされている。

#### ポーランドエネルギー戦略更新の見通し【1月2日】

当地紙によると、気候・環境省は2023年年明けに2040年までのポーランドのエネルギー戦略の更新案を提示し、その後、6月末までに閣僚会議で採択される予定である。現在、同省は国内外の状況変化やエネルギー危機を考慮した分析作業を行っており、新エネルギー技術の可能性についての評価を更

新する予定である。また、小型モジュール炉を含める見込みとされている。

2022年2月に制定された同戦略は、ロシアによるウクライナ侵略だけでなく、太陽光の急激な発展、民間部門による大型軽水炉、小型モジュール炉の導入など、既に多くの面で時代遅れと指摘されている。

#### 2022年のポーランドにおけるガス消費量【1月2日】

ポーランドのガスパイプラインを運営する Gaz-System によると、2022年のポーランドのパイプラインにおけるガス輸送量は前年より33億m<sup>3</sup>少なく、180億m<sup>3</sup>であった。

また、ガス料金の上昇により、化学部門を中心とする産業界がガスの消費を抑えたため、ガス消費量も減少した。ENTSOG (European Network of Transmission System Operators for Gas) のデータによると、最大で20%減少した可能性がある。専門家は、ガス価格の上昇により、石炭への回帰が起こる可能性があると予測している。

### 大使館からのお知らせ

#### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

#### 欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、

スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」

(パンフレットは、[https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_03.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html) に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_10.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html) に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html) に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

#### 【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

#### 【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

#### 【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

#### 【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

### 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

### 「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

## 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

### 領事部連絡先

Eメール: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

## マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

## 年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

## 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

## 【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

\* 年末年始(12月29日(木)~1月3日(火))は休館。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

### 文化行事・大使館関連行事

#### **【開催中】展覧会「着物・尽きないインスピレーション」【2022年11月20日(日)~2023年4月10日(月)】**

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「着物・尽きないインスピレーション」が開催中です。着物とその歴史を紹介する展覧会です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/kimono-nieprzebrane-inspiracje>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

#### **皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

#### **【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))